

特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟

定款

平成14年	8月	31日	作成
平成15年	1月	7日	東京都認証
平成15年	1月	24日	成立
平成26年	9月	20日	変更
平成28年	6月	12日	変更
平成29年	1月	13日	東京都認証
令和2年	1月	17日	変更
令和2年	10月	25日	変更
令和4年	10月	23日	変更

特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本障害者スキー連盟といい、英語ではJapan Para-Ski Federation (略称JPS) という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者のスノースポーツを統括し、日本を代表する唯一の団体として普及・振興及び競技力の向上を図り、以って障害者の社会参加を促進し、活力ある共生社会の創造及び世界平和の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 障害者のスノースポーツの普及振興
- (2) 障害者のスノースポーツ選手の強化育成
- (3) 障害者のスノースポーツに関する調査研究及び情報収集
- (4) 障害者のスノースポーツに関する広報・啓発
- (5) 障害者スポーツ関連団体やスノースポーツ関連団体との連絡調整及び連携
- (6) 国内外における障害者のスノースポーツ大会及び会議等の開催や他団体への協力
- (7) 国内外における障害者のスノースポーツ大会及び会議等へ選手及び役員等の派遣
- (8) その他、目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 登録会員 この法人の事業に参加・協力を希望して入会した個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し連盟事業を応援するために入会した個人
- (4) 特別会員 パラスノースポーツに深い関心を持つ学識経験者で理事会において推薦された個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告をうけたとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び顧問、相談役

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事16名以上30名以内
 - (2) 監事2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、副会長6名以内、専務理事1名、常務理事1名、常任理事10名以内を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長及び副会長、専務理事、常務理事、常任理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員任期は、1期2年とし、連続5期10年を限度とする。ただし、SAJ及びSIAからの派遣理事に関してはこの限りではなく、派遣元の判断に準ずる。
- 2 役員任期は、就任時の年齢は75才未満とする。ただし、再任の場合はこの限りでない。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(顧問)

- 第18条 この法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事の推薦により、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

(相談役)

- 第19条 この法人に、任意の諮問機関として相談役を若干名置く。
- 2 相談役の委嘱は理事会の承認を受けて会長が行う。
- 3 相談役は、次の職務を行う。
- (1) 会長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 4 相談役の報酬は無償とし、別に交通費等の費用は弁償する。

(報酬等)

- 第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

- 第21条 この法人に事務局を設け、事務局長を置く。
- 2 事務局長は理事会の議決を経て、会長が任命する。
 - 3 事務局の組織及び運営に必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第6章 専門委員会及び特別委員会

(専門委員会)

- 第22条 この法人の業務遂行のために、理事会の議決により専門委員会を設けることができる。
- 2 専門委員会には委員長を置き、委員長は理事会の議決を経て会長が委嘱する。
 - 3 専門委員会の名称、委員その他必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(特別委員会)

- 第23条 この法人の業務遂行のために、理事会の議決により特別委員会を設けることができる。
- 2 特別委員会には委員長を置き、会長が委嘱する。
 - 3 特別委員会の名称、委員、その他必要な事項は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 総会

(種別)

- 第24条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第25条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第26条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決

する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第32条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第8章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 会長、副会長、専務理事、常務理事、常任理事の選定及び解職
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するために必要なものとして定める体制の整備
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行

(開催)

第36条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 4 会長が欠けた時は会長が定めた順序による副会長が招集する。会長及び副会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第39条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会の決議の目的である事項について当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日及び理事総数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関し必要な事項は、この定款の定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

(常任理事会)

第43条 本連盟は、常任理事以上の理事によって構成される常任理事会を置くことができる。また必要に応じて他の理事・専門委員会委員の参加による拡大常任理事会として開催することができる。

2 常任理事会は専務理事の招集により随時、理事会の前段階として本定款第39条理事

会の議決に関する各事項の準備・検討・審議を行うことができる。

- 3 その他、日常業務の処理に不可欠な事項の処理については、専決事項として執行することができる。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算

の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第12章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	田村 宣朝		
副会長	伊佐 幸弘	目黒 正己	
同	野澤 英二	安江 末雄	
常任理事	秋田 裕	荒井 秀樹	
同	齋藤 俊藏	田中 理	
同	坪井 勇藏	野村 一路	
理 事	石川 憲輝	大成 敏正	
同	大久保 浩行	河井 修	
同	菊地 進	佐藤 仁	
同	進藤 雄一	傳田 寛	
同	平野 敦司	松井 貞彦	
同	水沢 利栄	古村 法尾	

監 事 佐川 剛士 沖川 悦三

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日から平成15年8月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

個人の正会員並びに個人の賛助会員	入会金	無料
	年会費	無料
団体の正会員並びに団体の賛助会員	入会金	無料
	年会費	100,000 円

附 則

この定款は、東京都知事の認証のあった日（平成29年1月13日）から施行する。

